

子どもがネットゲームやSNSを利用する際のお願い

今のこの困難な時代において、各学校には解決すべき様々な課題があります。それらに対し、解決すべき順を考え、解決する方策を職員一丸となって探し出し、実行につなげるべく努力しているところです。その課題の1つが、SNSに関するものです。

SNSとは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、社会的なつながりをつくり出せるサービスのことです。LINE（ライン）やTwitter（ツイッター）といったSNSに登録し、誰かとつながり、日記を書いたり誰かの作品にコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができます。その誰かとつながるための機器が、ネットにつながったスマホやタブレット、ゲーム機ということになります。

ゲーム利用とSNS利用、ここでは分けて考えてみます。まず、ネットゲームですが、ここでの問題は、

- ①「知らない人とつながる危険」
- ②「多額な課金をしてしまう問題や課金して購入したアイテムなどを相手にあげたりもらったりする問題」
- ③「ネットゲーム依存（ゲーム障害）」（時間がきてもやめられない）

などです。ネットゲーム依存（ゲーム障害）になれば、家に引きこもってしまい通常の生活が（登校も）できなくなるといいます。

次にSNS利用についてです。県内・全国でも児童・生徒が巻き込まれるトラブルが発生しています。具体的には、

- ④「ルールを逸脱したSNS利用」（個人の中傷、無断での画像・動画アップ、仲間外し、いじめにつながるような[悪意ある]言葉・文章の送付等）
- ⑤「見知らぬ人と出会ったり危険なサイトにつながったりする恐れ」

などの問題です。これらは相手（人）と関わる内容です。いじめの発生や命の危険につながる恐れが生じてきます。ネットゲームやSNSで楽しめること、面白いこともたくさんあります。しかし、①～⑤のような危険性も持ち合わせています。

ここからはSNSを中心に考えてみます。SNSが利用できる機器（スマホ・タブレット・ゲーム機）を子どもに購入するのは、保護者（大人）です。家での使用上のルールを決め、フィルターをかけるのも保護者（大人）の大事な役目です。さらに重要なことは、上記④のSNS利用上の「きまり」を遵守することです。

もし、例えば、自分のお子さんが友達に「いじめにつながるような悪意ある文章」

を送ったとします。それが発覚した時、皆さんはどうしますか。加害者の親だったら、逆に被害者の親だったらどうしますか。お子さんの SNS 上の言動が警察に訴えられた時、その責任を負うのは保護者（大人）です。

「SNS 利用上のきまり（ルール）を知らなかった」「悪気はなかった」といったことは理由にはなりません。保護者（大人）は自分の子どもが SNS を利用する時、何をして良いのか、何がダメなのか学んでおく。また、定期的に自分の子どもの利用状況や内容を分かっている（保護者としてチェックする）ことが必要です。もし指導・管理ができないのであれば、子どもに SNS を使わせることはできないと思います。

学校は、SNS の利用上のルールや SNS が持つ危険性等について、説明をしたり授業で教えたりしています。国からの文書やパンフレットも配付して指導していますが、学校の教えにも限界があります。

目の前の子どもたちが、SNS を使ったいじめに荷担（無断で他人の画像や動画をアップする、相手を傷つける言葉を送る、仲間外しをするなど）したり（されたり）、課金トラブルに巻き込まれたり、知らない人に会いに行ったりすることがあってはなりません。子どもの成長を支える保護者として、子どもをいじめから守り子どもの命を守る大人として、特に SNS 利用については、「SNS は、我が子が自分で責任を取れるようになってから使わせる」といったご家庭もあると思います。良い選択だと考えます。もし我が子が SNS を使うことを認める場合は、保護者（大人）の責任の下で使わせてください。保護者（大人）の責任とは、具体的には以下のようなことです。

- 保護者（大人）は我が子が利用している状況・内容を管理（チェック）する。
- SNS上で我が子が誰とつながっているか、どんなグループに所属しているか知る。心配なグループからは脱会させる。
- SNS利用上のきまり（特にやってはいけないこと）を我が子に随時伝える。
- 相手とつながるSNSでは、相手のこと（生活）も考え、送り合う時刻（例：9時～21時）を定めるなど家庭のルールを決め、きちんと守らせる。決めた約束を守れない場合や相手を傷つけた（自分も傷ついた）場合は、SNSを使わせないなどの措置を取る。
- 我が子がSNSを利用して何か重大な事案を起こした場合は、保護者（機器等を与えた大人）が責任を取り、事案の解決に向けて行動する。必要があれば警察等に相談する。

などの対応を取っていただくことを、強くお願いいたします。これらのことについては、家族全員でご確認ください。また、可能であれば、石川小学校入学前のお子さんがいる保護者（大人）の方にもお伝えください。よろしくお願いいたします。

令和2年10月

石川小学校PTA会長 小川 俊彦
石川小学校長 山本 哲哉